

# 安芸広域市町村圏事務組合 一般会計等財務書類における注記

## 1.重要な会計方針

### (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 …………… 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……再調達原価  
ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - イ 昭和60年度以降に取得したもの
    - ・ 取得原価が判明しているもの……取得原価
    - ・ 取得原価が不明なもの……再調達原価
- ② 無形固定資産 …………… 取得原価

### (2)有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券  
なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
なし
- ③ 出資金  
なし

### (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

なし

### (4)有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法  
なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	8年～38年
工作物	10年～40年
物品	2年～17年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)  
なし
- ③ リース資産  
なし

### (5)引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
なし
- ② 徴収不能引当金  
なし

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち安芸広域市町村圏事務組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

なし

② オペレーティング・リース取引

なし

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

2.重要な会計方針の変更等(令和4年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

### 3.重要な後発事象

- (1)主要な業務の改廃  
なし
- (2)組織・機構の大幅な変更  
なし
- (3)地方財政制度の大幅な改正  
なし
- (4)重大な災害等の発生  
なし

### 4.偶発債務

- (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況  
なし
- (2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
なし

### 5.追加情報

#### (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ①一般会計等の財務書類の会計区分は以下の通りです。

一般会計・・・・・・・・・・・・ 一般会計等

滞納整理事業特別会計・・・・・・一般会計等

- ②一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

- ③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### (2)貸借対照表に係る事項

- ①会計基準を変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

- ②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲

なし

#### (3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5)資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 38,320 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	2,861,540千円	2,792,655千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	50,162千円	49,857千円
繰越金に伴う差額	△ 37,100千円	—
資金収支計算書	2,874,603千円	2,842,512千円

歳入歳出決算書では、繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。(滞納整理事業特別会計)

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	42,819 千円
減価償却費	△ 221,651 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 581 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	794,711 千円
投資活動収支の分担金・負担金収入	1,207,674 千円
退職手当積立金の変動	3,334 千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,826,305 千円

④ 重要な非資金取引

なし

# 安芸広域市町村圏事務組合 全体財務書類における注記

## 1.重要な会計方針

### (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

・ 取得原価が判明しているもの……取得原価

・ 取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### ② 無形固定資産 …………… 取得原価

### (2)有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券

なし

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

なし

#### ③ 出資金

なし

### (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

なし

### (4)有形固定資産等の減価償却の方法

#### ①有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 8年～38年

工作物 10年～40年

物品 2年～17年

#### ②無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なし

#### ③ リース資産

なし

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

なし

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち安芸広域市町村圏事務組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

なし

②オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)消費税の会計処理

なし

2.重要な会計方針の変更等(令和4年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

### 3.重要な後発事象

- (1)主要な業務の改廃  
なし
- (2)組織・機構の大幅な変更  
なし
- (3)地方財政制度の大幅な改正  
なし
- (4)重大な災害等の発生  
なし

### 4.偶発債務

- (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況  
なし
- (2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
なし

### 5.追加情報

#### (1)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### (2)売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

##### ア.範囲

なし

# 安芸広域市町村圏事務組合 連結財務書類における注記

## 1.重要な会計方針

### (1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 …………… 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの……再調達原価
  - イ 昭和60年度以降に取得したもの
    - ・ 取得原価が判明しているもの……取得原価
    - ・ 取得原価が不明なもの……再調達原価
- ② 無形固定資産 …………… 取得原価

### (2)有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券  
なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
なし
- ③ 出資金  
なし

### (3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

なし

### (4)有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法  
なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	8年	～	38年
工作物	10年	～	40年
物品	2年	～	17年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法  
なし
- ③ リース資産  
なし

### (5)引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
なし
- ② 徴収不能引当金  
なし

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち安芸広域市町村圏事務組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

また、総務省のホームページに掲載されている、平成29年8月18日に追加されたQ&Aより、みなし連結を適用しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

なし

② オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

2.重要な会計方針の変更等(令和4年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

#### 4.偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

#### 5.追加情報

(1)連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
高知縣市町村総合事務組合(退職手当組合)	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3)売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲

なし